

審議会等の名称	「令和6年度 第3回阿見町市制施行有識者会議」
開催日時	令和7年2月7日(金) 午後2時～2時55分
開催場所	阿見町役場 4階第2委員会室
出席者	【委員】(敬称略) 須藤 隆之、川島 佑介、富田 美加、岡田 治美、永井 博、山口 道子 吉田 貴洋、山本 みゆき、池田 正、高原 宏之 <u>出席者：計10名</u> 【町】 井上町長公室長、糸賀課長、建石副参事、唐澤係長、野口主任
欠席者	なし
公開・非公開の別	公開 *傍聴者1名
内容	1. 開会 開会のあいさつ。あわせて、阿見町審議会等の会議の公開に関する規程により傍聴者を募集したところ、1名の申込みがあったことを報告し、同席の旨を報告。会議に先立ち、配布資料の確認を行う。
発言者	発言の要旨
委員長	2. 議 事 1)報告事項 「市制に関する町民アンケート」の結果について 2)協議事項 ①新しい市の名称 ②市制施行の時期 ③住所の表示の方法 * 阿見町市制施行有識者会議要綱第6条に基づき、これより先の議事進行については永井委員長に議長を依頼。永井委員長より、委員10名全員の出席となっており、定数の半数以上の出席であることから、会議が成立している旨を説明。 1)報告事項 「市制に関する町民アンケート」の結果について 委員長より、事務局へ議題の説明を求められたので、事務局より説明 ～資料に基づき、事務局より説明～ 説明後、質疑応答に移る 事務局からアンケートについての説明がありました。これについて、ご意見あるいはご質問がある方は、挙手の上ご発言をお願いします。

委員	有効回答率なのですが、これは郵送だけの数値ですか。それとも、Web も足し合わせた数値ですか。つまり、最終的に「35.9%」という数値が出ていますが、それは、郵送と Web の回収数の合計を、郵送のアンケート用紙の配布数で割っているということですか。
事務局	はい。
委員	そうすると、Web 回答の場合、母数が無いので、率を出すのは適切ではないと思われます。
事務局	基本的に、Web 回答に関しては町民にお知らせをしている、というのが前提としてありますが、基本的に紙で配布している紙面の中に、Web でも回答受付をやっています、ということとを前提に集計した形式になっております。 ご指摘の通り、Web 回答は配布数の中に入れてはおりません。単純に、回答数という形で、「35.9%」という回答率を出しております。
委員	例えば、アンケート調査用紙が郵送で来て、家族のうちの 1 人は紙で返送しているが、他の人は Web で回答している、という場合もあるわけですね。
事務局	はい。
委員	そうすると、数学的に適切ではないと私は思います。有効回答数が十分であるということはあるのですが、「回答率」という形で出してしまうと、それは正しくはない、というふうに受けとめられる可能性があると思うので、「有効回答率」として記載するかどうかは慎重に検討すべきではないかと思いますが、いかがですか。
事務局	はい。「有効回答率」という表記は削除し、有効回答数のみの表記に修正いたします。
委員長	2)協議事項 ①新しい市の名称 ありがとうございます。他にはありますか。 はい。では、続きまして「2」の協議事項。これは、第 1 回の会議の中で、町長から諮問のあった、3 つの項目です。「新しい市の名称」「市制施行の時期」「住所の表示の方法」と、それぞれにつきまして、今のアンケート結果を踏まえた上で、事務局の方から、まずは第 1 の新しい市の名称についてということで、説明をお願いしたいと思います。 ～資料に基づき、事務局より説明～
委員長	はい。ありがとうございました。これについて、ご意見等あればお願いいたします。
委員	阿見市、という今までと変わらない漢字で、町から市になるということが圧倒的に多かったということです。 やはり、市になることによってお金がかかるというところに、恐らく住民がナイーブになっているのかなと思います。それを考えたときに、そのままの方がいろいろな意味でリスク

	も少ないですし、お金もかからないというところで、一番賛成してもらいやすい名前なのかな、というふうに私は思います。お金がかからない。個人負担が増えない、というところが、一番注目するところなのかな、とこの名前以外においても思っております。
委員長	はい。ありがとうございました。つまり、町というところを市に変える。漢字 1 文字ということですね。
委員	簡単に、シールを貼ってというのもありだと思います。
委員長	他に、何かありますでしょうか。
委員	反対意見ではないのですが、私も住民の方にいろいろとお話を聞いてみました。やっぱり、「阿見」という漢字にすごく愛着があるということなので、やはり、変わらないのが一番自然だよな、というのが住民の意見なので、私もこのまま存続で。それこそ、シール 1 つで変更できるので、負担もないかと思いますので、いいと思います。
委員長	はい、ありがとうございました。それでは、反対意見といいますか、いろいろな町民の方から意見もあったようですけれども、アンケートの結果も全体として 85% ですか。「阿見市」ということの意見が、町民の方の意見でもありますので、これにつきましては、委員会のまとめとしては「阿見市が望ましい」という形でよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
委員長	②市制施行の時期 ありがとうございました。それでは続きまして、2 番目の市制施行の時期について。こちらについては、いろいろと行政上の手続きの問題等もあります。事務局の方から説明をお願いします。 ～資料に基づき、事務局より説明～
委員長	ありがとうございました。それでは、ご意見等ございますか。今、行政上の都合と言いましたが、企業等の切り換えの都合等もあります。そういったことも考えて、休日を挟むということになったと思います。何か、ご質問とかご意見があれば。いかがでしょうか。
委員	市になるにあたって、行政サービスの混乱がないのが一番だと思います。繁忙期を避けるとかそういった意味合いで、11 月の 1 日というのは「1」の並びで覚えやすいし、分かりやすい。そういうところを考えると、ご説明があった意見に私は賛成したいです。
委員長	はい。ありがとうございます。他には。なければ、とりあえず本会議としては令和 9 年 11 月 1 日ということで。その前に、いろいろな国勢調査等の手続きを踏まえた上で、ということにはなりますが、予定通りといいますか、現在の見込み通りにいけば、令和 9 年 11 月 1 日ということを目途にして、市制施行するということで、ここでの結論としたいと思います。ありがとうございました。

委員長	③住所の表示の方法 それでは、最後の諮問の件です。③住所の表示の方法ですね。これについて、事務局から説明をお願いいたします。 ～資料に基づき、事務局より説明～
委員長	ありがとうございました。それではご意見、ご質問等ありますか。
委員	この^{あざ}字とか^{おおあざ}大字とかを残す、という選択肢はあるのでしょうか。市になることによって、残すことの意味はあるのでしょうか。
事務局	先進自治体でも、字を外すというのが前提だったと思います。他の自治体で見ますと、^{こあざ}小字表記があったりもします。阿見町の場合、住所の表示に小字表記が無いので、大字を抜くことによって、単純に分かりやすくなります。 当然、市になれば^{ぐん}郡エリアからは抜けることになりますから、「稲敷郡」は無くなります。「字」「小字」でいくと、小字はないので抜くと、簡単に書けますということで、そちらに訂正させていただきたいということです。
委員	小字とか字とか、昔の地名というか、住所の中にあったという事ですよね。私は、書いたことがありません。こうやって残す、というふうに出てることは、議論は必要なんでしょうけれど、「字」を残すということに賛成する人が、大勢いるのかな、というのは少し考えてしまうところです。
委員	事務局というか、役場としては、小字が活用されてる場面というのは把握してるんでしょうか。
事務局	現時点では、特にないと思います。ただ登記簿上、権利関係上のところでは、住所表記としての権利関係で、「大字」「小字」表記は当然残るものです。住所の表示とは異なりますので、それは若干違う部分ではあります。行政としても、「字」の表記が無くなると合理的である、というふうに思っております。
委員	そうなると、委員の意見はごもっともだと思います。
委員	この大字表記が無くなる、無くならないというのは、あくまで住所を表記する際の話であって、土地の地番については「大字」が残るという認識で、よろしいでしょうか。
事務局	そちらについては、まだ法務局との協議をしておりませんので、あくまで今回決めていただくのは住所の表示というところです。 法務局に備え付けてある土地の地番に関しては、先進自治体の確認が漏れておりましたので後ほど確認してみますが、法務局には、阿見町 阿見 何々という小字名が、登記には書いてあります。その名前が全く無くなる、というわけではないと思います。ただ、字と大字という文字を抜くか、抜かないかというのは、これから法務局と協議をする予定になります。

委員	そうすると、先進事例でいうと、大字がなくなる例というのは、ありますよね。
事務局	あります。
委員	小字というの、無くせないんです。地番が混乱しますので、国は認めないと思うんです。ここで議論するべきは、あくまで住所の表示をどうするかということですね。
事務局	はい。
委員	そうすると、ここで大字抜くのであれば、土地の台帳の方も、地番の台帳の方も、大字を抜いた方がよろしいかと思います。例えば、正式な住所を出さなければならない、という場面が人生には何度かあります。免許証とか、戸籍とか、本当はこうなんですけど、こうです、みたいなのがちょっと分かりづらくなってしまうので、ここで大字を抜くという議論とセットで、地番の大字何々を阿見市何々に変える、というところまでセットで考えていただけるといいのかな、ということを今ちょっと思いました。
委員	不動産売買のときなんかにも出てきそうですね。
委員	正式に書かなければいけないシーンがあるんです。少ないですが。
委員長	はい。基本的には、住民票の表記を変える。阿見市、現在の大字と番地、という形になるという理解でよろしいでしょうかね。
事務局	その通りです。
委員長	そうすると、土地関係については昔から小字も使っていて、普段耳慣れないような表記も使われますけれども、それはまた別の問題ということで。とりあえずは戸籍・住民票などで、住民の方が、例えば郵便なんかを出すときの住所を、要するに阿見市、どこそこ、何番地という３段階ぐらいに変えるということですね。
事務局	はい。もう少し、先の話のことをお話しさせていただきますと、住所表記が変わることによって、手続きがいろいろと変わります、というようなご案内は別ルートで整理しております。 その場合は、こういったところにお問い合わせくださいとか、相手方の問題があったりするところがあります。契約上も、このままでいいです、というふうに言っていただけるところもあれば、変更してください、というところもあります。そういったところを明らかにして、皆さま方にお知らせとして、かつ住民の皆様には変更したというところの証明書を発行する予定です。 その証明書をもってお手続きをしてください、いろいろなことに役立ててくださいということで、11月1日という、おおよその方向を決めていただきましたので、その時期が近くなりましたら、そういうところもご案内をし、事務手続きに漏れがないよう。また、町民の皆さまに混乱がないようにしていきたいと思っております。

委員長	はい。登記関係は、法人登記とかいろいろありますから、そちらの方の変更ということも踏まえていただければ。その他、ご質問等ありますでしょうか。
委員	大字がついている「吉原」と、ついていない「よしわら」。漢字とひらがなの違いはあると思います。福田工業団地は「大字吉原」と漢字の「吉原」です。一方で、ひらがなの「よしわら」というのがあって、漢字とひらがなの違いによって、同じ地番になってしまう。そういう問題は発生しないのでしょうか。
事務局	漢字の「吉原」、これはそのまま残ります。ひらがなの「よしわら」というのは、区画整理事業で発生した新たな地域で、そういう割り振りの中ですので、大字がありません。 住所表示ということがあって、中央と同様です。中央何丁目、岡崎エリアも、そういう区画整理事業については、そもそも土地区画を整理し、新たな地番を付記してますので、その段階で大字がなくなっております。 ここで、資料の 6 ページの中でいうと、1 番から 9 番まで。これは、区画整理と住所表示を整理したエリアです。これは、このまま右側のようになります。10 番目以降は、大字表記がある住所で、それは大字を抜いて、例えば「阿見市阿見」「阿見市青宿」というふうになります。
委員	そういう意味では、混乱はないということによろしいですか。
事務局	ひらがな、漢字と聞けば、おかしくは見えますが、大丈夫ではあります。
委員	9 番が「よしわら」、33 番が「吉原」です。
委員	ひらがなの場合は、そのあとに「～丁目」が入ります。
委員長	ありがとうございます。他に、ありませんでしょうか。無ければ、この住所の表示の方法について、事務局案ということで、阿見市何々というふうにするということで、この会議の結論として答申の方に盛り込んでいきたいと思います。 協議事項については以上になりますけれども、事務局の方から何かありますでしょうか。
事務局	はい。ご協力、ありがとうございました。それでは、3 点についてご議論いただいた点を答申案としまして、少しお時間をいただき、整理をさせていただきたいと思います。少々お時間をいただきまして、準備をさせていただきたいと思います ～答申書(案)作成のため、一時休憩～ 14:35～14:45 まで休憩
事務局	それでは、答申案と答申案の理由書をお配りしました。漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、事務局の方から、先ほど議論いただきました答申案について、ご説明をさせていただきます。

	～答申案と答申理由を読み上げ～
事務局	以上、議論いただきました 3 点の内容を答申案としてまとめたものでございます。
委員長	ありがとうございました。答申の理由書の方は、どういう扱いになるわけでしょうか。こちらは、答申書と答申の理由書を添えて、町長に答申をする。その後は、答申内容についても広報紙などで、町民に広く広報するということになるわけですね。
事務局	はい。
委員長	分かりました。ということですので、そういったことも踏まえてご検討をお願いしたいと思います。
委員	住所の表示の方法なんですけど、稲敷郡と大字と小字を抜くとあるのですが、今は小字が住所の表示についてる地区はあるのでしょうか。
事務局	基本的にはありません。そこについての問題はないのですが、^{やごう}屋号といいますか。会社の登録として、小字名を含めて登録してる会社などがあります。その部分でいくと、大字阿見、字何々という登録になっていたりするものの、字を抜く必要があると思います。 住民の方は、まず小字名を使っておりませんし、小字名をご存じではないと思います。その小字名をどうする、ということではなく、小字という表記、大字という表記を除く、というところが今回の会議の最終的な意見というところです。
委員	分かりました。
委員長	はい、他にはどうでしょうか。
委員	例えば、「阿見町大字阿見字阿見原」という住所があるとします。これが、「阿見市阿見阿見原」になる。それとも、阿見で止まると「阿見市阿見」になるのでしょうか。
事務局	今のお話は、住所の登録でよろしいでしょうか。先ほど議論になりましたが、正式な登録なのか、個人の方で小字名を使われてる方もいらっしゃいます。実際の、登録してある住民票をイメージしていただければと思うのですが、住民票の登録には阿見原は出てこないです。
委員	分かりました。
事務局	個別にそういった案件が出てきたときには、一度考え直すしかないのですが、今のところは一般的なご意見として、小字名は使われていないという認識で大丈夫です。
委員長	他にはいかがでしょうか。それでは、特に答申書の本文の方。 ・市の名称は阿見市が望ましい。 ・市制施行の時期は令和 9 年 11 月 1 日が望ましい。

	・住所の表示の方法は、現在の地名から「稲敷郡」「大字」「字」を除き、地名のみの表記とすることが望ましい。 という形で、町長の方に答申を行いたいと思います。ご異議はありませんか。
委員	異議なし
委員長	ありがとうございました。それでは、答申書の案を取っていただき、これを、この後町長の方に答申したいと思います。 それでは、事務局の方からお願いします。
事務局	4.その他 ありがとうございました。それでは、ただ今、答申をいただきました。この後、町長への答申スケジュールの説明に移らせていただきたいと思います。 ～この後の答申会場の案内及び答申の流れについて事務局より説明～
事務局	ここで、事務局を代表いたしまして、井上町長公室長よりご挨拶申し上げます。
井上公室長	町長公室長の井上です。いろいろと、ありがとうございました。昨年の８月から３回にわたりまして、皆さまお忙しい中お集まりいただき、本日答申ということで、大変ありがとうございます。 今年の１０月の国勢調査を受けまして、最終的な人口要件が確定いたしますが、準備室というのを立ち上げながら、阿見町としても、これから市に向けての体制の強化を図りながら頑張っていきたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。
委員長	それでは、以上をもちまして阿見町市制施行有識者会議の議事は終了となります。 最後に際しまして、私の方からも一言だけお願いがあります。「市制施行」という、１つの大きなイベントになりますが、多くの、この会議での議論もそうなのですが、多くの町の中で、いろいろな議論、あるいは政策の変更などがあるかと思います。 その際の文書。文書の保存の方を、ぜひお願いしたいと思います。公文書の保存、ということが言われております。特に、今回のアンケート。これも公文書に入りますので、この辺りをきちんと保存していただいて、しかるべき時期には公開していただくという形で、お願いしたいと思います。 私の仕事の関係で、公文書の保存というものが非常に重要視されております。永久保存にはなりにくいかなと思うんですが、後々検証できるような資料を残していただきたいと思います。 はい。これまで率直なご意見を、委員の皆様には多数賜りましてありがとうございました。３回という短い期間ではありましたが、有意義な議論、そして答申案をまとめることができました。本日、結論を出せまして、私もほっとしております。これにて、有識者会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

一同 事務局	ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、令和 6 年度第 3 回阿見町市制施行有識者会議を閉会とさせていただきます。ご出席誠にありがとうございました。 5. 閉会（午後 2 時 55 分） 以上
----------------------	--

阿見町